

「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と 環境保全・再生の在り方について」の審議状況

■中央環境審議会への諮問（H23. 7. 20）

諮問の背景

- 瀬戸内海環境保全基本計画推進の中での課題の指摘
 - ・瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘
 - ・今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理
⇒水質改善中心の環境保全の在り方が問われている。
- 瀬戸内海的环境を取り巻く動き
 - ・瀬戸内海環境保全基本計画の前回策定から10年以上が経過
 - ・この間に、海洋基本法（H19. 4）や生物多様性基本法（H20. 6）の制定等の動き
⇒海洋環境の保全に関する新たな理念や体制の整備に加え、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題への対応が必要

➡ 同日、瀬戸内海部会に付議。瀬戸内海部会（H23. 7. 22）で本事項を調査するため、企画専門委員会を設置

■論点の確認（H23. 10. 13 第1回企画専門委員会）

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像

- 「豊かな海」が瀬戸内海における今後の目指すべき将来像のキーワード
- 「豊かな海」とは
 - 例)・「道」「畑」「庭」としての価値
 - ・きれいな海、美しい海、生物多様性の高い海、生産性の高い海、人々の生活を潤す海、健全な海
- 地域に応じた豊かな海

環境保全・再生の在り方

- 次の6つの基本的考え方に沿って、重点的に取り組むべき事項について検討
 - ①水質管理を基本としつつ、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る
 - ②藻場、干潟、砂浜等の失われた沿岸環境と悪化した底質環境を回復させる
 - ③白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観及び文化的景観を保全する
 - ④地域で培われてきた海と人との関わり方に関する知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生を進める
 - ⑤瀬戸内海の生態系構造に見合った持続可能な利用形態による、総合的資源管理を進める
 - ⑥防災と環境保全の両立を進める
- 基本的考え方に基づく取組を推進するための方策について検討

■今後の予定

- | | |
|--------|---|
| 12～2月頃 | 専門委員会報告取りまとめにあたり、広域的な機関等、地域的な機関等、一般市民から、広く意見を聴取（現地ヒアリング、一般意見募集） |
| 3～4月頃 | 専門委員会報告案取りまとめ。瀬戸内海部会意見聴取、パブリックコメント。 |
| 6月頃 | 瀬戸内海部会に取りまとめ結果報告。答申予定。 |
| 7月～ | 答申を踏まえ、瀬戸内海環境保全基本計画の改定に向けた手続き開始。 |